

助成金名：雇用調整助成金（休業） 能登半島地震豪雨・半島過疎臨時特例

提出期限：支給対象期間の末日の翌日から2ヶ月以内

※ここに掲載したもの以外であっても、石川労働局が審査にあたって必要な書類の提出を求める場合があります。

※ご提出いただく様式は厚生労働省ホームページよりダウンロードいただけます。

事業所名【】

	初回	申請様式番号・様式名・添付書類		備考
①	<input type="checkbox"/>	様式新特 第5号(1)	雇用調整助成金（休業等）支給申請書（能登半島地震豪雨・半島過疎臨時特例）	
②	<input type="checkbox"/>		通帳の表面及び裏面の口座名義フリガナ表示箇所の写し	新規登録又は登録済みの口座を変更する場合のみ提出 ※当座預金の場合は、手形帳等表紙の写し
③	<input type="checkbox"/>	共通要領 様式第1号	支給要件確認申立書	(別紙) 役員等一覧も併せて提出して下さい
④	<input type="checkbox"/>	様式新特 第5号(2)	雇用調整助成金 助成額算定書 (能登半島地震豪雨・半島過疎臨時特例)	
⑤	<input type="checkbox"/>	様式新特第 5号(3)	休業実績一覧表及び所定外労働等 の実施状況に関する申出書	
⑥	<input type="checkbox"/>		出勤簿・タイムカード（写し）	労働日・休日及び休業の実績が明確に区分されているもの シフト制、変形労働時間制などを採用している場合は「シフト表」 「勤務カレンダー」などの書類も一緒に提出して下さい
⑦	<input type="checkbox"/>		賃金台帳（写し）	休業手当や所定外労働時間、所定外労働時間数に係る賃金の額が表示 されていること 判定基礎期間を含め前4か月分(賃金や手当の支払い 方法が協定に定める方法と相違ないと確認できる場合は1か月分)
<input type="checkbox"/>		石川労働局（県内ハローワーク含む）では、支給申請書等の提出者が申請事業所の事業主、従業員等あるいは提出代理人（代行者）であるかを確認するため、窓口で支給申請書等を提出していただく際は、「雇用関係助成金支給申請書等の提出者（手続き者）の確認について」により提出者本人の身分確認を実施しておりますので、ご協力をお願いします。なお、代理人による提出の場合は、委任状（原本）の提出が必要となります。		

«申請書類の提出先・方法»

- 管轄安定所に持参いただくか、簡易書留等の必ず配達記録が残る郵送方法で申請してください。※重要：到達日が受付日となります。
- 管轄安定所が七尾所・羽咋所・輪島所・能登所の事業所の方は、管轄安定所に申請してください。輪島所・能登所の事業所の方で、避難等により管轄安定所への持参が困難な場合は、石川労働局職業対策課に申請してください。

«留意事項»

- 助成金支給申請時に石川労働局（又は管轄安定所）に提出した書類については、助成金の支給が終了した後も5年間保管してください。
- 石川労働局や会計検査院による実地検査が行われることがありますので、その際は書類の提出等にご協力いただくようお願いします。
- 虚偽の申し立てがあった場合は、不正受給として処分され、処分の日から起算して5年間は、雇用関係助成金は支給されません。また、支給された助成金の返還に加え、延滞金及び返還を求めた額の2割に相当する額の合計額が請求されるとともに、原則事業主名等が公表されます。